

第1部 計画の趣旨

1 計画策定の背景

- 我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。
- しかしながら、急速な少子高齢化が進展し、今後も医療費の増加が見込まれる中、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要があります。
- このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革により、国及び都道府県は、医療費適正化計画を策定し、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進することとされました。
- 平成26年には、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、都道府県は地域医療構想¹を策定することとされました。
- 平成27年には、医療費適正化の取組を国、都道府県、保険者²及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）がそれぞれの立場から進める体制を強化するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により医療費適正化計画に関する見直しが行われ、病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費の見込みを医療費適正化計画に盛り込むこととされました。
- 今後も高齢化の進展が見込まれており、全国で見れば、いわゆる団塊の世代³が全て75歳以上となる令和7年にかけて、65歳以上人口、とりわけ75歳以上人口が急速に増加した後、令和22年に向けてその増加は緩やかになる一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和7年以降さらに減少が加速します。
- 東京都（以下「都」という。）においては、65歳以上の高齢者人口は増加が続き、令和7年には高齢者人口が約322万人、令和32年には約398万人に達すると見込まれます。

¹ 地域医療構想：将来（令和7年）に向け、病床の機能分化、連携（急性期から慢性期までの必要な病床機能の確保と医療機関相互の連携体制を構築すること）を進めるために医療機能ごとに令和7年の医療需要と病床数の必要量を推計し、定めるもの。

² 保険者：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団

³ 団塊の世代：昭和22年から昭和24年のいわゆるベビーブーム時代の3年間に生まれた世代のこと

- 都では平成 20 年 3 月、平成 25 年 4 月にそれぞれ 5 年を計画期間として、平成 30 年 3 月に 6 年を計画期間として医療費適正化計画を策定し取組を進めてきており、こうした状況も踏まえ、第四期医療費適正化計画として令和 6 年度からの新たな計画を策定します。

2 計画の目的、性格

- 本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 9 条に基づく都道府県医療費適正化計画として策定するもので、都民の健康の保持及び良質で効率的な医療の提供に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的としています。
- 医療費適正化の取組は、国、都道府県、保険者等及び医療の担い手等がそれぞれの役割の下、推進していく必要があるため、都は国が示す「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（令和 6 年 11 月 1 日厚生労働省告示第 326 号。以下「国の基本方針」という。）における目標及び取組を踏まえ、関係者と連携しながら取組を進めていきます。
- そのため、都は、本計画の策定に当たり、都民医療費の現状等を分析するとともに、学識経験者、医療関係団体、保険者団体及び区市町村等の委員で構成する「東京都医療費適正化計画検討委員会」を設置し、策定に関する検討を行ってきました。
- また、本計画は、関連計画である「東京都健康推進プラン 21」、「東京都保健医療計画」、「東京都高齢者保健福祉計画」及び「東京都国民健康保険運営方針」における取組と調和・整合を図っています。

3 計画の期間

- 計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。